

令和5年度第2回総会（月例）議事録

日 時	令和5年5月29日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	有村 伊智博
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 事 飯泉 主 任 矢崎、米倉、西、平川 技 師 井手
農政総務課	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿兒島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、永尾委員、穂満委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>
-----	---

		議 題
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 1 2 件		
議 長		それでは、議題 1 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員		ご報告します。 番号 1 号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議 長		次に、吉野、1 5 番委員お願いします。
1 5 番 委 員		ご報告します。 番号 2 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、 5 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号 3 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、知人の農地の耕作を手伝う等して、 1 0 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長		次に、吉田、1 1 番委員お願いします。
1 1 番 委 員		ご報告します。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 5 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 6 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長		次に、喜入、1 番委員お願いします。
1 番 委 員		ご報告します。 番号 8 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長		次に、松元、1 7 番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝いながら10年以上、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>4ページ 1件</p>	
議長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。それでは、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場437.50㎡、転回場等479.50㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…山林、西…里道、南…市道、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南南東へ約4.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、亡き父親が生前の時から農地のまま転用許可を受けないまま貸駐車場敷地としてすでに使用していたもので、今回始末書添付の上申請されるものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題3「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>議題4「農地法第5条許可申請に関する件」吉野の番号4号の案件が、この特定農地貸付けに関連するので、併せて審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。別冊資料2の2ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：伊敷農園 区画数：71区画（1区画20㎡） 利用料：1区画当たり年額3,000円 貸付期間：3年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、令和5年5月10日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で面積変更に係る貸付協定を締結済である。 申請地は、団地近くの市街化調整区域にあり、周辺状況は、住宅が連たんする地域である。 登記地目が畑で、調査した結果、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所であり、現に市民農園として利用されているが、今回の申請は農園の面積を拡大変更するものである。 変更後の貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。 総会資料5ページの第5条番号4と関連がありますので、併せて読み上げます。 番号4号、用途・施設：住家1棟81.98㎡、庭敷地等315.02㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…別件特定農地貸付申請地、西・南…農道、境界…土留、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>また、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～8ページ 14件	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の1件につきましては、議題3「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」と、併せて審議しておりますので、それ以外の13件について審議していただきたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、14番委員をお願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟191.28㎡ 庭敷地等240.72㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・南…農道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、権利の種類：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟102.27㎡、庭敷地等374.73㎡、東…宅地、西…宅地、他人畑、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟101.96㎡、庭敷地等243.04㎡、東…宅地、貸人畑、西…貸人畑、南…宅地、貸人畑、他人田、北…農道、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝 汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員をお願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、通路62.00㎡、東…宅地、西…雑種地、南…貸人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>番号6号、住家1棟75.35㎡、通路93.32㎡、庭敷地等350.65㎡、東…宅地、山林、渡人畑、西…宅地、山林、南…県道、北…宅地、境界…土留、雨水…県道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員をお願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、住家1棟106.98㎡、庭敷地等398.02㎡、東…他人田、西・北…水路、南…水路、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>申請地は、除外済みですが、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号8号、住家1棟114.61㎡、庭敷地253.39㎡、東…県道、西…市道、南…山林、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号9号、住家1棟44.71㎡、庭敷地等227.29㎡、東・南…渡人畑、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約4.3kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し一般住宅を新築するものです。申請地は、水路に接していませんが、譲受人は、隣接する東側の渡人畑について、先ほど、第3条許可申請番号9のとおり、渡人畑を取得し配管を埋設して東側にある水路に放流する計画です。</p> <p>番号10号、駐車場360.00㎡、通路413.00㎡、転回場113.00㎡、東…山林、他人畑、西…貸人畑、市道、南…宅地、他人畑、北…山林、貸人畑、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.7kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、農地のままで転用許可を受けないまま駐車場として、すでに使用していたもので、今回始末書添付の上、申請されるものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号11号、建売住宅1棟52.99㎡、庭敷地等223.01㎡、東…宅地、西…他人畑、渡人畑、南…宅地、私道、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、建売住宅5棟476.55㎡、通路160.00㎡、庭敷地等674.45㎡、東・北…水路、西…里道、南…市道、境界…ブロック積、雨水…水路放流 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟110. 13㎡、駐車場83. 94㎡、庭敷地等133. 89㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、住家1棟105. 99㎡、庭敷地等131. 27㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号7号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号7号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>9ページ～12ページ 14件</p>	
議長	<p>次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、12年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：通路として87年経過、現況道路。</p> <p>番号4号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：9458-6：住家1棟、101年経過、現況宅地。</p> <p>9458-7：住家1棟、42年経過、現況宅地。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：ゴキ竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：住家1棟、47年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号14号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 13ページ～35ページ 42件	
議 長	<p>次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>14ページ、番号2号につきましては、14番委員自身が、15ページ、番号4号、32ページから33ページ、番号37、38号につきましては、13番委員自身が、34ページから35ページ、番号40から42号につきましては、19番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14番委員、13番委員、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、14番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号2号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>番号2号、地目：田、面積533.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間5年、区分：更新。</p> <p>令和5年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」の番号2号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席、13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号4、37、38号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>番号4号、2筆で、地目：田、面積1,569.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>番号37号、2筆で、地目：田、面積1,462.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>33ページをご覧ください。</p> <p>番号38号、2筆で、地目：田、面積1,268.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和5年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」の番号4，37，38号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。19番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席、19番委員離席後)</p> <p>それでは、番号40から42号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>番号40号、2筆で、地目：田、面積554.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号41号、2筆で、地目：田、面積587.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>35ページをご覧ください。</p> <p>番号42号、2筆で、地目：田、面積411.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>令和5年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」の番号40から42号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(19番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの35件及び先ほどの7件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の13ページをご覧ください。 議案第6号、令和5年5月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権18件、28筆、31,593.00㎡。使用貸借権24件、37筆、20,581.00㎡。合計42件、65筆、52,174.00㎡です。 議案書の14ページから35ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
1 3 番 委 員	<p>この集積計画について、議事参与で退席するわけですが、議事参与の委員の分については、事務局は詳細に説明しますが、他は一括で説明します。なぜ議事参与の委員の分だけ1筆ごとに説明するのですか。以前議事参与での退席が必要か質問した時に事務局から必要であるという回答を得ていますが、わざわざ議事参与の委員の分だけ1筆毎に説明する理由を教えてください。</p>

事 務 局	<p>この集積計画の基盤法の基本要綱というのがございます。それによりますと、集積計画そのものの考え方ですが、集積計画の作成については、鹿児島市が利用権設定の権利移動を1つの計画書にまとめるものとなっております。これを一括して賃貸借の効果を生じさせるものとなっております。そういうことで、集積計画は全体で1件として一括審議していただいております。以上のことから、この説明においては、事前に総会資料をご覧いただいているということもございしますが、個々の利用権をまとめた13ページの集計表で一括して説明をしております。調べたところ、県内の19市全てで、集積計画については、一括した説明を行ってまいりました。一方で、農業委員会法によって、議事参与の制限がございします。委員に関する事項については、その委員は参与できないとなっておりますので、その部分だけは個別にする必要があるということになっております。そういうことで、最後に議事参与の分も含めた集積計画1本について、まとめて議決をするということになっております。それぞれの法律の考え方や、時間的な制限もありますので、今のやり方になっております。</p>
1 3 番 委 員	<p>全部一括で説明すればいいのではないですか。それができないのであれば、1筆ずつ報告してください。そうでないと不合理です。他の市町村に右に習えでなく、おかしいのではないかと国に言う、法律を変えるよう動くというのも事務局の仕事ではないですか。</p>
事 務 局	<p>個別に説明するということがなれば、時間がそれだけ長くなってしまいます。それでよろしければそういう形にする方法もあります。</p>
1 3 番 委 員	<p>今のやり方がおかしくないですかと疑問を投げかけているだけです。今までこの利用集積について委員から質問が出たことが1回もないです。それを踏まえて検討してくださいということです。</p>
事 務 局	<p>議事参与の制限というのは法律上決まっていますので、そこは退席していただいて審議していただかないといけないということになります。議事参与以外の案件と区別するためには、個別に説明せざるをえないということになります。全件について1件ずつ説明するということがなれば、読み上げる時間が長くなり、審議も長くなってしまいます。事前に皆さんご覧いただいておりますので、この計画は議事参与以外の案件については一括して審議ということになります。</p>
1 3 番 委 員	<p>一括ですればいいです。議題ではなくて、報告事項ではないですか。</p>

事務局	<p>全体を一括してしまいますと、関わる部分がある今回であれば3人の委員については全部退席していただいて、議決せざるをえず、関係ない部分まで一緒に退席して、議事に参加することができないということになります。今回であれば、3人でしたが、もっと多くの方が議案にかかわって退席したうえで、一括ということもあり得ないわけではございません。そう考えますと、それぞれが関係している部分だけをご退席いただき、関係していない部分は戻っていただいて審議いただく。その上で全体としてどうであろうかというような進め方を今のところはせざるを得ないと考えます。これ以上により良い方法があるのであれば、ご提案いただければと思いますが、今はこの形でご了解いただければと思います。</p>
13番委員	<p>今まで質問もないので、報告事項でいいのではないかとことです。</p>
議長	<p>要望として承っておきます。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について	
別冊資料 3	
議 長	次に、議題 7「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」を審議します。別冊資料 3 です。それでは、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明申し上げます。</p> <p>この制度は、各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第 37 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならないとなっております。今回審議していただきまして、ご承認いただきましたら、この結果を公表するという形になります。</p> <p>別冊資料 3 1 ページをご覧ください。</p> <p>I 農業委員会の状況につきましては、目標設定の時にご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地集積</p> <p>③ 実績</p> <p>今年度の新規集積面積 $\Delta 70.5 \text{ ha}$ 今年度末の集積面積累積 387.20 ha 目標に対する達成状況 82.90% となっております。</p> <p>農業委員会の点検結果 認定農業者の廃業により目標を達成することができなかった。担い手の確保が喫緊の課題である。</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>③ 実績</p> <p>ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消</p> <p>今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 12.55 ha 今年度の目標に対する達成状況 20.37% となっております。</p> <p>イ 新規発生遊休農地の解消</p> <p>前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積 1.5 ha となっております。</p> <p>④ その他</p> <p>農業委員会の点検結果 利用状況調査に基づき指導を行ったが、目標に達しなかった。</p> <p>(3) 新規参入の促進</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>③ 実績</p> <p>新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積 0.0 ha となっております。</p> <p>農業委員会の点検結果 戸別訪問活動による意向調査を行ったが、新規参入者等への貸付等について同意を得ることができなかった。</p>

	<p>2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定</p> <p>② 実績</p> <p>活動強化月間の設定回数2回となりました。</p> <p>令和4年8月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施</p> <p>令和4年9月 遊休農地の解消を目的として農地パトロールを実施しております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加</p> <p>② 実績</p> <p>令和4年11月に開催されました、鹿児島市農林水産まつりにおきまして、農業相談コーナーを設置し、就農相談、農地相談に対応いたしました。</p> <p>これを踏まえて農業委員会の達成状況の評語ですが、目標に対して期待をやや下回る結果となった。となります。</p> <p>推進委員等の点検・評価結果 こちらは評語と人数だけの公表になります。</p> <p>目標に対し期待を上回る結果が得られた 26名</p> <p>目標に対し期待どおりの結果が得られた 9名</p> <p>目標に対し期待をやや下回る結果となった 1名</p> <p>以上が農業委員会の活動に対する公表案となります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>Ⅲ 事務事業の実施状況を記載しておりますので、お目通しをお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題7「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 36ページ～43ページ 8件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年4月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年5月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	報告します。37ページです。 照会日：令和5年5月9日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年5月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、38ページです。 照会日：令和5年5月9日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和5年5月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。39ページです。 照会日：令和5年4月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年5月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>報告します。40ページです。</p> <p>照会日：令和5年4月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年5月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、41ページです。</p> <p>照会日：令和5年5月2日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年5月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、42ページです。</p> <p>照会日：令和5年5月9日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年5月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、43ページです。</p> <p>照会日：令和5年5月9日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年5月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
<p align="center">2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 44ページ～46ページ 1件</p>	
議長	<p>報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>報告します。44から46ページです。</p> <p>照会日：令和5年3月27日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年4月28日 鹿児島市長へ報告済。</p>
<p align="center">3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 47ページ～49ページ 18件</p>	
<p align="center">4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 50ページ～57ページ 20件</p>	
<p align="center">5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 58ページ～59ページ 3件</p>	
<p align="center">6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 60ページ～71ページ 13件</p>	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>47ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は18件です。</p> <p>登記地目別では、田39筆、19,956.00㎡、畑26筆、15,760.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が18件。権利の種別は、所有権が18件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が17件となっております。</p> <p>48ページから49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、50ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、その他が2件、資材置場が1件、合計17件となっております。</p> <p>51ページは、4条関係3件、52ページから57ページは、5条関係17件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、58ページから59ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山地区で1件、吉田地区で1件、喜入地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、60ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6「農用地利用配分計画に関する報告」の集計です。</p> <p>上の段は、経営移譲に伴い、農地中間管理事業で農用地等の利用権設定を受けた旧耕作者と新耕作者の合意があり、令和5年1月4日を移転日とする、利用権の賃借権の移転の届出による農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>使用賃借権1件、3筆、2,569.00㎡、貸賃借権10件、34筆、28,697.00㎡となっております。</p> <p>下の段は、令和5年4月28日認可のあった農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これは、利用権の賃借権の設定について、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和5年5月1日から貸付の始期が始まるものです。今回の分は、平成27年12月と令和3年8月の総会で審議した農用地利用集積計画によって、中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けた農地を、同公社が担い手へ貸し出したものです。</p> <p>貸賃借権2件、6筆、6,997.00㎡。</p> <p>合計13件、43筆、38,263.00㎡となっております。</p> <p>61ページから69ページは、賃借権移転、70ページから71ページは、貸賃借権設定の農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 32件	
議長	<p>次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計32筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時47分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月28日（水）午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館 ・令和5年度第1回合同委員会開催日時は、 6月7日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>